

パーソナルコンピュータ及びプリンタの賃貸借仕様書

第1 基本的事項

1 賃貸借について

発注者は、広島市の中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区の選挙管理委員会事務局（以下、「区選管」という。）が別紙1に掲げる選挙等（以下、「選挙等」という。）において、「選挙等システム」の「期日前投票等受付サブシステム」及び「当日投票受付サブシステム」の運用業務に使用するため、受注者からその所有に係る本仕様書に掲げるパーソナルコンピュータ、プリンタ及びその附属物（以下「物件」という。）を賃借し、発注者は、その賃貸借契約代金を支払うものとする。

2 物件の引渡しについて

受注者は、発注者が指定する期日及び設置場所に物件を搬入し、発注者が使用できる状態に調整を完了し、発注者に引き渡さなければならない。

3 保険について

受注者は、物件の賃貸借期間中、動産総合保険（地震不担保、風水災不担保、電氣的・機械的事故不担保）に加入するものとする。

4 機能の追加について

受注者は、物件の賃貸借期間中にプログラムが改良され、新たな機能が追加された場合は、無償でその機能を備えるよう措置を講ずるものとする。

5 指導及び助言について

受注者は、発注者が物件を使用するために必要な指導及び助言を適宜行うものとする。

6 維持管理等について

- (1) 受注者は、発注者が良好に物件を使用できるよう、必要な部品の交換、機械の清掃、修理及び調整等の整備を受注者の負担において行い、物件を良好な状態に保たなければならない。
- (2) 受注者は、発注者から故障等の連絡を受けたときは、速やかにこれを修理する等適切な処置を行い、その結果について発注者に報告するものとする。
- (3) 受注者は、発注者の承認を得たときは、この契約の履行の全部又は一部を委任することができる。この場合において、受注者は、受任者との契約書に発注者の指示する条件を付さなければならない。

7 管理上の注意について

発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

8 損害賠償について

受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者が認定するものとする。

9 物件の返還について

発注者は、賃貸借期間が満了したとき、又は広島市物品調達契約約款第13条第1

項及び第14条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、物件を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に要する経費は、受注者の負担とする。

10 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

11 その他

- (1) 別紙1に掲げる選挙等の選挙等期日及び公示日が異なることとなったとき、受注者は、広島市選挙管理委員会事務局（以下、「市選管」という。）と協議の上、市選管が必要と認める場合は、別途変更契約を締結すること。
- (2) 選挙等が無投票となった場合、受注者は、市選管と協議の上、市選管が必要と認める場合は、別途変更契約を締結すること。
- (3) いずれかの投票区において、選挙等が繰延投票又は再投票となった場合、受注者は、市選管と協議の上、市選管が必要と認める場合は、別途変更契約を締結すること。
- (4) 期日前投票等受付サブシステム及び当日投票受付サブシステムについては、基本OSがWindows10の端末のみ動作保証されている。
マイクロソフト社のWindows10のサポートの満了時期等により、令和7年11月に執行が見込まれる広島県知事選挙において使用するパーソナルコンピュータの新たな調達に困難と想定された場合は、受注者は、本件で調達したパーソナルコンピュータの継続利用について市選管と協議の上、市選管が必要と認める場合は、別途変更契約を締結すること。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により物件を使用できない期間があったときの賃貸借料は、賃貸借期間の日数に基づき、日割計算によって算定する。なお、金額に円未満の端数が生じたときは、円未満は切り捨てるものとする。
- (6) 選挙等終了後に争訟があった場合の対応については、必要に応じて市選管と協議の上定めること。
- (7) その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市選管と協議の上定めること。
- (8) 受注者は、協議を行った際には協議録を作成し、発注者の承認を得ること。
- (9) 受注者は、この契約による業務を行うために知り得た事項については、契約終了後もこれを他に漏らさないこと。

第2 物件に関する基本的事項

1 「期日前投票等受付サブシステム」及び「当日投票受付サブシステム」の運用に使用する物件

(1) 物件の調達内容等について

- ア 物件の調達内容は別紙2の項番1に掲げるものとし、選挙人名簿データ等を記録する外部記録媒体、バーコードリーダー及びLANケーブル等は別途市選管が用意するものとする。
- イ 物件の賃貸借料には、本体、付属品、消耗品及び運搬、検査、修理、調整等に係る経費並びにパーソナルコンピュータで使用する基本ソフトウェア（OS）の価格を含むものとする。

(2) 物件の仕様について

- ア 物件は、別紙3に掲げる仕様を満たしていること。
- イ 物件のうち、当日投票所用のパーソナルコンピュータ、マウス及びテンキーボード（パーソナルコンピュータ本体にテンキーボードが付属している（ただし、Numキーによりキーボードをテンキーボードとして使用するものは除く。）場合は、不要とする。）（以下、「パーソナルコンピュータ等」という。）は、区選管が選挙等において「当日投票受付サブシステム」により、当日投票受付機として稼働できる状態としたものであること。
- ウ 物件のうち、庁外期日前投票所用のパーソナルコンピュータ等は、「期日前投票等受付サブシステム」により、期日前投票受付機として使用するものであること。
- エ パーソナルコンピュータのOSは全て認証済であること。
- オ 物件のうち、庁外期日前投票所用のパーソナルコンピュータ等は Microsoft Defender を搭載し、最新のウイルスパターンを適用した状態とすること。
- カ 物件のうち、プリンタは、「期日前投票等受付サブシステム」により、期日前投票及び不在者投票（以下、期日前投票等という。）の受付機及び期日前投票録等の出力に使用するものであること。

(3) 物件の検査・保管等について

- ア 受注者は、正常に動作することを確認した当日投票所用のパーソナルコンピュータ等のうち、機種毎の2台について、市選管が別途指定する日までに、同事務局の職員による動作確認検査を受けること。

動作確認検査の結果、正常に動作することを確認した後、市選管は、当該パーソナルコンピュータ等を当日投票受付機として動作するための環境を設定するので、受注者は、当該設定を他の全ての投票所用のパーソナルコンピュータ等に複製した上で、市選管が別途指定する日に、全てのパーソナルコンピュータ等を区選管の職員が指定する場所に良好な状態で納入すること。

なお、区選管へ納入されたパーソナルコンピュータ等は、別途区選管が指示する日時・場所において、区選管の職員による動作確認検査を受けること。

- イ 受注者は、正常に動作することを確認した庁外期日前投票所用のパーソナルコンピュータ等の1台について、市選管が別途指定する日までに、同事務局の職員による動作確認検査を受けること。

動作確認検査の結果、正常に動作することを確認した後、市選管は、当該パーソナルコンピュータ等を庁外期日前投票受付機として動作するための環境を設定するので、受注者は、当該設定を他の全ての庁外期日前投票所用のパーソナルコンピュータ等に複製した上で、市選管が別途指定する日及び指定する場所に良好な状態で納入すること。

ウ 受注者は、正常に動作することを確認したプリンタを、温品出張所、佐東出張所、祇園出張所、沼田出張所、白木出張所、高陽出張所、安佐出張所、中野出張所、阿戸出張所、矢野出張所及び湯来出張所（以下、「出張所」という。）の職員による動作確認検査を受け、出張所の職員が指定する場所に良好な状態で納入すること。

エ 前記ア～ウに掲げる動作確認検査実施後、受注者は、納入場所ごとに検査結果証明書を作成し、市選管に提出すること。

オ 検査実施後から選挙期日が終了するまでの間、当日投票所用及び庁外期日前投票所用のパーソナルコンピュータ等やプリンタに納入業者（又は製造者）の責に属する故障等の不具合が確認された場合には、当該機器を速やかに修理・交換し、再度検査を行うこと。

この場合、市選管が指定する期日までに、検査結果報告書並びに不具合が発生した箇所、原因及びその対応方法等に関する報告書を、市選管に（ただし、納入場所が区選管又は出張所であるものは区選管を通じて市選管に）提出すること。

(4) 物件の設置場所について

物件は、市選管が別途指定する日に、次の場所で運用するものとする。

ア 当日投票所用パーソナルコンピュータ等

(ア) 広島市の当日投票所（選挙等期日）

選挙等期日の前日において、このパーソナルコンピュータ等を使用する投票所事務従事者が各当日投票所に運搬し、設営を行うとともに、動作確認検査を行う。

また、投票終了後は、開票所に送致され、開票終了後区選管に送致される。

(イ) 区選管

イ 庁外期日前投票所用パーソナルコンピュータ等

(ア) 庁外期日前投票所の設置場所（庁外期日前投票所設置期間）

庁外期日前投票所開設日の前日に、市選管において庁外期日前投票所へ運搬し、設営を行うとともに、動作確認検査を行う。

また、期日前投票終了後は、市選管に送致される。

(イ) 市選管

ウ プリンタ

出張所

(5) 物件の返還について

物件は、市選管が別途指定する日に、次の場所において返還するものとする。

ア 当日投票所用パーソナルコンピュータ等

区選管

イ 庁外期日前投票所用パーソナルコンピュータ等

市選管

ウ プリンタ

出張所

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 発注者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 発注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。基本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3条 発注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。基本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4条 発注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5条 発注者は、受注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委任の禁止)

第6条 発注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、受注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委任に当たっての留意事項)

第7条 発注者は、受注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委任する場合には、再委任の相手方に対し、受注者及び発注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委任に係る連帯責任)

第8条 発注者は、再委任の相手方の行為について、再委任の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委任の相手方に対する管理及び監督)

第9条 発注者は、再委任をする場合には、再委任をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委任の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、受注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10条 発注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11条 発注者は、業務の作業場所を受注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、受注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12条 発注者は、受注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために受注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13条 発注者は、業務を行うために受注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を基本契約の終了後又は解除後、直ちに受注者に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、受

注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14条 受注者は、必要があると認めるときは、発注者又は再委任の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15条 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態並びに基本契約又はこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委任の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに受注者に報告し、受注者の指示に従うものとする。基本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、発注者は、受注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

想定する選挙等

項目	内容	備考
選挙名	参议院議員通常選挙	
選挙期日	令和7年7月20日(日)	想定
公示日	令和7年7月3日(木)	想定
物件の賃貸借期間	1 「期日前投票等受付サブシステム」及び「当日投票受付サブシステム」の運用に使用する物件 (1) 当日投票所用のパーソナルコンピュータ等 令和7年6月20日(金)から 令和7年7月31日(木)まで (2) 庁外期日前投票所用のパーソナルコンピュータ等 令和7年6月3日(火)から 令和7年7月28日(月)まで (3) プリンタ 令和7年6月20日(金)から 令和7年7月24日(木)まで	

1 「期日前投票等受付サブシステム」及び「当日投票受付サブシステム」の運用に使用する物件

(1) 当日投票所用のパーソナルコンピュータ等

ア 賃貸借期間 令和7年6月20日(金)から令和7年7月31日(木)まで(6週間)

イ 納入場所及び納入数量

納入場所	投票区数	納入台数	内 訳	
			投票所用(*1)	予備用(*2)
中区選管 〒730-8587 中区国泰寺町一丁目4番21号 TEL(直)082-504-2544 FAX541-3835	24 投票区	式 60	式 53	式 7
東区選管 〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号 TEL(直)082-568-7703 FAX262-6986	21 投票区	48	43	5
南区選管 〒734-8522 南区皆実町一丁目5番44号 TEL(直)082-250-8934 FAX252-7179	33 投票区	74	67	7
西区選管 〒733-8530 西区福島町二丁目2番1号 TEL(直)082-532-0925 FAX232-9783	38 投票区	88	80	8
安佐南区選管 〒731-0193 安佐南区古市一丁目33番14号 TEL(直)082-831-4927 FAX877-2299	40 投票区	98	90	8
安佐北区選管 〒731-0292 安佐北区可部四丁目13番13号 TEL(直)082-819-3959 FAX815-3906	60 投票区	121	109	12
安芸区選管 〒736-8501 安芸区船越南三丁目4番36号 TEL(直)082-821-4903 FAX822-8069	18 投票区	42	38	4
佐伯区選管 〒731-5195 佐伯区海老園二丁目5番28号 TEL(直)082-943-9753 FAX923-5098	45 投票区	92	83	9
合計	279 投票区	623	563	60

※1 1投票区当たりのパーソナルコンピュータ等の数量(一部で例外の投票区あり)

- ① 有権者6,500人以上の投票区: 3式
- ② 有権者200人以上、6,500人未満の投票区: 2式
- ③ 有権者200人未満の投票区: 1式

※2 予備用は、概ね5投票区当たり1式としている。なお、中区選管の予備用7式のうち2式については、動作確認用に市選管が使用する場合があります。

(2) 庁外期日前投票所用のパーソナルコンピュータ等

ア 賃貸借期間 令和7年6月3日(火)から令和7年7月28日(月)まで(8週間)

イ 納入場所及び納入数量

納入場所	納入台数
市選管 〒730-8587 中区国泰寺町一丁目4番21号 TEL(直)082-504-2513	式 50

※ 市選管(業者)において通信環境を設定し、庁外期日前投票所(2箇所の予定)において各区選管が使用する。

(3) プリンタ

ア 賃貸借期間 令和7年6月20日（金）から令和7年7月24日（木）まで（5週間）

イ 納入場所及び納入数量

●期日前投票所（出張所）用

納入場所				納入台数
				台
温品出張所	〒732-0033	東区温品五丁目1番18号	TEL（直）082-289-2000	1
佐東出張所	〒731-0103	安佐南区緑井六丁目29番28号	TEL（直）082-877-1311	1
祇園出張所	〒731-0138	安佐南区祇園二丁目48番7号	TEL（直）082-874-3311	1
沼田出張所	〒731-3164	安佐南区伴東七丁目64番8号 沼田合同庁舎2階	TEL（直）082-848-1111	1
白木出張所	〒739-1414	安佐北区白木町大字秋山2391番地の4	TEL（直）082-828-1211	1
高陽出張所	〒739-1751	安佐北区深川五丁目13番7号	TEL（直）082-842-1121	1
安佐出張所	〒731-1142	安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1	TEL（直）082-835-1111	1
中野出張所	〒739-0321	安芸区中野三丁目20番9号	TEL（直）082-893-2121	1
阿戸出張所	〒731-4231	安芸区阿戸町6257番地の2	TEL（直）082-856-0211	1
矢野出張所	〒736-0083	安芸区矢野東五丁目7番18号	TEL（直）082-888-1112	1
湯来出張所	〒738-0601	佐伯区湯来町大字和田166番地	TEL（直）0829-83-0111	1
市選管	〒730-8587	中区国泰寺町一丁目4番21号	TEL（直）082-504-2513	1
合計				12

※1 出張所に設置する期日前投票受付用パーソナルコンピュータに接続して使用する。

2 市選管納入分については予備機として使用する。

1 「期日前投票等受付サブシステム」及び「当日投票受付サブシステム」の運用に使用する物件

(1) 当日投票所用パーソナルコンピュータに係る仕様

種 類		特 質	特記事項
パーソナルコンピュータ			・ 全て同一機種を原則とするが、1機種の納品が困難な場合は2機種（ただし、区毎には同一機種になるようにすること。）を認める。
形状		ノート型	・ 電源コードを付属すること。 ・ バッテリーは著しく消耗していないこと（バッテリーを充電しておくとともに、起動確認を行っておくこと。） ・ 内蔵するボタン電池が消耗していないこと。
OS		Windows 10 Version: 2004 (ビルド番号19041.1415以降) ただし、プレビュー版は除く。 ※更新プログラムが適用済みであること。	・ アクティベーション済であること。 ・ 改元対応の更新プログラムが適用済みであること。
CPU		インテル®Core™ i3-XXXX プロセッサと同等以上であること。	
RAM		4GB以上	
内蔵ストレージ		・ HDD、SSD、eMMCのいずれかであること。 ・ 「C」ドライブの空き容量が10GB以上であること。	・ ドライブレターが「C」のみに固定されていること。 ・ パーティションが分割されていない基本ドライブのみであること。
CD-ROMドライブ		本体内蔵 又は USB接続による外付けも可とする。	・ 内蔵の場合、ドライブレターが「D」のみに固定されていること。 ・ 外付けのCD-ROMの場合、同一のものを8個用意し、各区選管へ1個ずつ納入すること。
ディスプレイ	サイズ	15型以上 TFT液晶ディスプレイ	
	解像度	SVGA (1024×768) 表示必須	
インターフェイス	USB	・ USB1.1以上のポートが4個以上あること。 なお、USB3.0の場合は、USB2.0以下との互換性を有すること。 ・ USBのコネクタ形状は、Type-Aとする。	・ ポートが筐体に内蔵されていること。 ・ パーソナルコンピュータ本体にテンキーボードが付属している（ただし、Numキーによりキーボードをテンキーボードとして使用するものは除く。）場合は、USB1.1以上のポートが3個以上とする。 ・ ポートの必要個数のうち1個は変換ケーブル等によりType-CからType-Aに代えることができる。
	LAN	100BASE-TX以上のポートが1個以上あること。	・ ポートが筐体に内蔵されていること。
ウイルス対策ソフト		● ウイルス対策プログラム（Microsoft Defenderでも可）をインストールし、最新のウイルスパターンにより ウイルスチェックを行っておくこと。 ● ウイルス対策用プログラムのインストール及びアンインストールができること。	
その他		● OSのコントロールパネルにおいて、 ・ 「日付と時刻」が正しく設定されていること。 ・ 「電源オプション」の「電源設定」が“プレゼンテーション”となっていること。 ・ 「地域のオプション」における「日付」タブの「短い形式」が“yyyy/mm/dd”となっていること。 ● 本体のカバーを開くと自動的にパーソナルコンピュータをONにする機能（パネルオープンパワー機能 等）が搭載されている場合は、無効に設定した状態で納品すること。	

種類	特質	特記事項
	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、「省電力モード」等の機能により次のような状態が起こりうる可能性がある場合は、この機能を停止した上で納品すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークドライバの節電機能により断続的に切断される場合 ・ 節電機能によりUSBメモリが待機状態になる場合 	
マウス	USB接続による光学式	
テンキーボード	USB接続	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーソナルコンピュータ本体にテンキーボードが付属している（ただし、Numキーによりキーボードをテンキーボードとして使用するものは除く。）場合は、不要とする。
梱包等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1台または5台程度単位でダンボール箱等にパーソナルコンピュータ本体と付属物を入れること。 ・ 運搬時にパーソナルコンピュータ本体に衝撃を与えない様にするため、パーソナルコンピュータ専用の箱を使用するか、緩衝材を用いること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区選管において保管場所への移動や投票所への運搬を行うため、梱包用の箱等が傷む恐れがある。 ・ 運搬誤りや物品の紛失を防止する目的のため、パーソナルコンピュータ本体や箱等にシールや貼り紙を行うことがある。

(2) 庁外期日前投票所用パーソナルコンピュータに係る仕様

種類	特質	特記事項
パーソナルコンピュータ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て同一の機種であること。
形状	ノート型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源コードを付属すること。 ・ バッテリーは著しく消耗していないこと（バッテリーを充電しておくとともに、起動確認を行っておくこと。）。 ・ 内蔵するボタン電池が消耗していないこと。
OS	Windows 10 Version: 2004 (ビルド番号19041.1415以降) ただし、プレビュー版は除く。 ※更新プログラムが適用済みであること。 ※SSDの暗号化機能 (bitlocker) を適用済みであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクティベーション済であること。 ・ 改元対応の更新プログラムが適用済みであること。
CPU	インテル®Core™ i5-XXXX プロセッサと同等以上であること。	
RAM	8GB以上	
内蔵ストレージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ SSDであること。 ・ 「C」ドライブの空き容量が10GB以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドライブレターが「C」のみに固定されていること。 ・ パーティションが分割されていない基本ドライブのみであること。
CD-ROMドライブ	本体内蔵 又は USB接続による外付けも可とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内蔵の場合、ドライブレターが「D」のみに固定されていること。 ・ 外付けのCD-ROMの場合は1個用意すること。
ディスプレイ		
	サイズ 15型以上 TFT液晶ディスプレイ	
	解像度 SVGA (1024×768) 表示必須	
インターフェイス		
	USB <ul style="list-style-type: none"> ・ USB2.0または3.0のポートが4個以上あること。 ・ なお、USB3.0の場合は、USB2.0以下との互換性を有すること。 ・ USBのコネクタ形状は、Type-Aとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポートが筐体に内蔵されていること。 ・ パーソナルコンピュータ本体にテンキーボードが付属している（ただし、Numキーによりキーボードをテンキーボードとして使用するものは除く。）場合は、USB2.0または3.0のポートが3個以上とする。 ・ ポートの必要個数のうち1個は変換ケーブル等によりType-CからType-Aに代えることができること。
	LAN 100BASE-TX以上のポートが1個以上あること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポートが筐体に内蔵されていること。
ウイルス対策ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ● ウイルス対策として「Microsoft Defender」を搭載し、最新のウイルスパターンにより ウイルスチェックを行っておくこと。 ● ウイルス対策用プログラムのインストール及びアンインストールができること。 	

種 類	特 質	特記事項
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● OSのコントロールパネルにおいて、 <ul style="list-style-type: none"> ・「日付と時刻」が正しく設定されていること。 ・「電源オプション」の「電源設定」が“プレゼンテーション”となっていること。 ・「地域のオプション」における「日付」タブの「短い形式」が“yyyy/mm/dd”となっていること。 ● 本体のカバーを開くと自動的にパーソナルコンピュータをONにする機能（パネルオープンパワー機能 等）が搭載されている場合は、無効に設定した状態で納品すること。 ● 原則、「省電力モード」等の機能により次のような状態が起こりうる可能性がある場合は、この機能を停止した上で納品すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークドライバの節電機能により断続的に切断される場合 ・節電機能によりUSBメモリが待機状態になる場合 	
マウス	USB接続による光学式	
テンキーボード	USB接続	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーソナルコンピュータ本体にテンキーボードが付属している（ただし、Numキーによりキーボードをテンキーボードとして使用するものは除く。）場合は、不要とする。
梱包等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1台または5台ずつダンボール箱等にパーソナルコンピュータ本体と付属物を入れること。（1台、5台以外の台数で箱に入れるのは不可） ・ 運搬時にパーソナルコンピュータ本体に衝撃を与えない様にするため、パーソナルコンピュータ専用の箱を使用するか、緩衝材を用いる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市選管において保管場所への移動や投票所への運搬を行うため、梱包用の箱等が傷む恐れがある。 ・ 運搬誤りや物品の紛失を防止する目的のため、パーソナルコンピュータ本体や箱等にシールや貼り紙を行うことがある。
USB延長ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納入するパーソナルコンピュータに付属するポートのUSB規格と同じ規格の延長ケーブルであること。 ・ 1.5m以上であること。 	
セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ディスプレイにのぞき見防止フィルターを貼付し、のぞき見防止対策を施すこと。 ・ 調達する機器に接続可能なダイヤル式のセキュリティワイヤーを付属すること。 ・ セキュリティワイヤーの長さは1.5m以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーソナルコンピュータ本体に、納品するセキュリティワイヤーに適合するセキュリティワイヤースロットがあること。

(3) 期日前投票所（出張所）用プリンタに係る仕様書

種 類	特 質	特記事項
プリンタ	A4モノクロレーザ方式（A3モノクロレーザ方式も可）	・ 全台同一機種又は同一のドライバソフトで動作する機種であること ・ Windows10対応のドライバソフトを付属すること。（セットアップ手順書を含む。）
インタフェース	USBポートによりパーソナルコンピュータに接続できること。	必要となるケーブルを付属すること。
対応用紙サイズ	・ A4用紙5,000枚が正常に印刷できる状態であること。 ・ 両面印刷ができること。	
給紙容量	本体給紙トレイに200枚以上セットできること。	増設のトレイを付属しないこと。（増設トレイ込みの商品であっても、本市に増設トレイを納品しないこと。）
プリント速度	A4片面で30枚／分以上の印字能力であること。	
関連規格	グリーン購入法に適合した機器であること。	
その他	・ 新品のトナーカートリッジ（純正品）を付属し、本件のプリンタに正しく装着できることを確認した上で納品すること。 ・ USBポートの位置を変更した際に「generic」等のプリンタドライバが自動でインストールされる等のプリンタ印刷に影響を及ぼす機能を搭載していないこと。	やむを得ずプリンタ印刷に影響を及ぼす恐れのある機能を搭載した機器を納品する場合は、プリンタ本体の納品までに、市選管へ詳細を記載した説明書等を納品すること。